

＜産業廃棄物収集運搬業者の皆様へ＞

産業廃棄物の収集運搬について、平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には新たな対応が必要です。

○ 水銀に関する水俣条約

「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成 29 年 8 月 16 日に発効しました。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

○ 廃棄物処理法の改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）の公布が平成 29 年 6 月 9 日にあり、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成 29 年 10 月 1 日に施行されます。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に処理基準や委託基準等が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。

具体的には、「業の許可証」、「委託契約書」、「マニフェスト」、「廃棄物保管場所の掲示板」及び「帳簿」に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを記載する必要があります。

○ 産業廃棄物収集運搬業許可の取扱い

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に処理基準や委託基準が追加されたことに伴い、当該産業廃棄物を許可証に記載することとなりました。

平成 29 年 10 月 1 日時点でこれらの廃棄物を取扱っている場合、変更許可申請の手続を経ることなく、申出書の提出により水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が取り扱える旨を許可証に記載します。

なお、許可証の書換えまでの間は、引き続きこれらの産業廃棄物を取扱うことができますが、平成 29 年 10 月 1 日以降新たに取扱う場合には変更許可が必要となります。

また、許可証の書換えの有無にかかわらず、処理基準は平成 29 年 10 月 1 日から適用されます。

1 許可に係る申出

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等（いずれも産業廃棄物）

- 水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）の取扱いの有無について申出書を提出してください。当該産業廃棄物を引き続き取り扱う方は、申出により許可証を書き換えます。

<提出書類（提出部数 1部）>

- ・ 申出書
- ・ 添付書類（次の区分に応じて提出願います。）
 - ①水銀使用製品産業廃棄物を10月1日以降引き続き取扱う場合（第1面）、（第5面）、（第7面）
 - ②水銀含有ばいじん等を10月1日以降引き続き取扱う場合（第1面）、（第4面）、（第5面）、（第7面）

○ 申出書の受付開始日

平成29年9月19日（火）

○ 許可証の記載方法

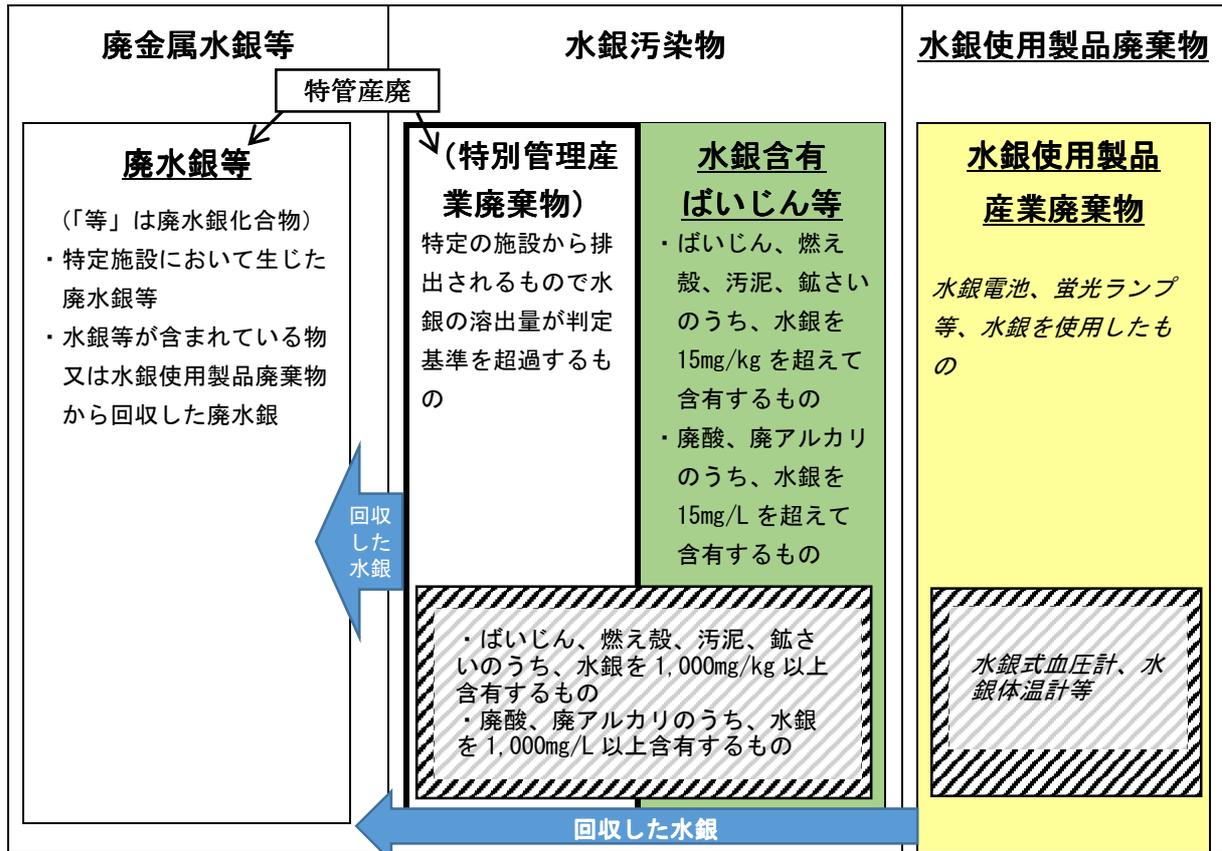
産業廃棄物の種類に続けて、「(水銀含有ばいじん等を含む。）」、「(水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」と記載します。

○ 留意事項

- ・ 許可証の書換交付後は、従前の許可証を返戻してください。
- ・ 平成29年10月1日時点で、本件廃棄物を取扱っている場合、許可証の書換えまでの間は、引き続き本件廃棄物を取扱うことができます。10月1日以降は、追加された処理基準（施行令第6条第1項）や委託基準（施行令第6条の2）を満たすことが必要です。
- ・ 新たに適用される水銀使用製品産業廃棄物の保管基準を満たすため、当該水銀使用製品産業廃棄物の積替保管施設を変更（積替保管施設を増設する場合を含む。）した場合には、「産業廃棄物処理業変更届出書」（廃棄物処理法施行規則様式第11号）を提出してください。
- ・ 本件廃棄物のいずれも取り扱わない場合、申出に必要な書類は申出書のみです。
- ・ 申出書の提出後、新たに本件廃棄物を取扱う場合には、変更許可が必要です。

様式等については、長野県環境部資源循環推進課のホームページをご覧ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/suigin/shuun_taiou.html

2 水銀に係る産業廃棄物の分類



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示

 水銀回収義務付け対象

2-1 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）

水銀使用製品産業廃棄物の対象

① 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

番号	水銀使用製品産業廃棄物	材料部品	回収	番号	水銀使用製品産業廃棄物	材料部品	回収
1	水銀電池			19	顔料	×※	
2	空気亜鉛電池			20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	○	21	灯台の回転装置		○
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍)	×		22	水銀トリム・ヒール調整装置		○
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×		23	水銀抵抗原器		
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×		24	差圧式流量計		○
7	農薬			25	傾斜計	×	○
8	気圧計		○	26	周波数標準機		
9	湿度計		○	27	参照電極		
10	液柱形圧力計		○	28	握力計		○
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	○	29	医薬品		
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	○	30	水銀の製剤		
13	真空計	×	○	31	塩化第一水銀の製剤		
14	ガラス製温度計		○	32	塩化第二水銀の製剤		
15	水銀充滿圧力式温度計	×	○	33	よう化第二水銀の製剤		
16	水銀体温計		○	34	硝酸第一水銀の製剤		
17	水銀式血圧計		○	35	硝酸第二水銀の製剤		
18	温度定点セル			36	チオシアン酸第二水銀の製剤		
				37	酢酸フェニル水銀の製剤		

※19 顔料は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当

※材料部品欄の×印のあるものは、排出事業者において、水銀使用製品の使用の有無の判別が難しいことから材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品の対象外（②参照）

※回収欄の○印のものは、水銀回収が義務付けられているもの。

② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（材料部品欄に×印のあるものに係るものを除く。）

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる水銀使用製品
補聴器、銀塩カメラの露出計	1 水銀電池
補聴器、ページャー(ポケットベル)	2 空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、医療機器(ガス滅菌器)、ピクノメータ、引火点試験機	14 ガラス製温度計
朱肉(ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外)	19 顔料

③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

＜製品本体にある水銀使用表示例＞

- 日本語による表記（水銀）
- 英語による表記（Mercury）
- 化学記号（Hg）
- J-Moss 水銀含有マーク（右図は一例）



※これらが表示されている製品のうち、浮ひょう形密度計、積算時間計、ひずみゲージ式センサ、電量計、ジャイロコンパスは水銀回収が必要です。

2-2 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀含有ばいじん等の対象

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 15mg/kg を超えて含有するもの	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 1,000mg/kg 以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 15mg/L を超えて含有するもの	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 1,000mg/L 以上含有するもの

◎なお、「廃水銀等」や「水銀を含む特別管理産業廃棄物」を取扱う場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

3 新たに追加された処理基準

3-1 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）

（保管基準）

- (1) 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
- (2) 掲示板の「産業廃棄物の種類」欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載すること。
- (3) 破損、水銀の流出を防止すること。破損した物は密閉した容器に入れる等、水銀が飛散、流出しないよう留意すること。

（収集運搬基準）

- (1) 破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集運搬すること。
- (2) 積替保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置を講ずること。

3-2 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

（保管基準）

- ・ 掲示板の「産業廃棄物の種類」欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を記載すること。

（収集運搬基準）

- (1) 性状により必要に応じて、蓋付の容器を用いたり、高温対策の措置を講ずることが望まれます。
- (2) 積替保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置を講ずること。

4 排出事業者の委託基準等

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等（いずれも産業廃棄物）

（委託契約）

(1) 処理業者の許可証

取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。

〔※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、許可証の書換えまでの間は、引き続きこれらの産業廃棄物を取り扱うことができます。〕

(2) 委託契約書

委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記してください。

〔※ 平成 29 年 10 月 1 日より前に締結している委託契約書については、次回契約更新時に当該事項を記載してください。また、自動更新規定がある場合には、覚書等により当該事項を記載することが望まれます。〕

(3) 処理業者の処理方法の確認

水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収することが可能な業者に委託することが必要です。中間処理を委託するためには、水銀が大気中に放出しない措置が講じられた施設のある処理業者に委託することが必要です。

（マニフェスト等）

(1) マニフェスト

マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合にはその旨及びその数量を記載してください。

(2) 情報の伝達

引渡しの都度、必要に応じて、マニフェストの備考欄に記載する等して、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」で水銀回収が必要なものである場合にはその旨、水銀が使用されている部品・材料の部分等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。

◎ 産業廃棄物収集運搬業者の皆様におかれましては、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて、排出事業者の方への注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。